

「瑞浪市子ども発達支援センターぱけっと」事業概要

通所支援事業所 ……児童福祉法 岐阜県より指定

<運営方針>

対象児の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、対象児の発達の特性や生活環境等に応じて、日常生活における基本的な動作の支援、集団生活への適応支援を適切に行う。

◇「児童発達支援」…乳幼児対象（0～6 歳）

◇「放課後等デイサービス」…学齢児対象（児童発達支援終了児 1～3 年生）

◇「保育所等訪問支援」…幼児対象

◎ 体験学習・行事・親の会活動

<定員> 1 日 20 人

<職員体制>

職 種	職員数
管理者・児童発達支援管理責任者（兼務）	1 名（常勤）
保育士	4 名（常勤 2 名）（非常勤 1 名） （相談室兼務 1 名）
児童指導員（社会福祉士、教員免許）	3 名（常勤 2 名）（非常勤 1 名）

相談支援事業所 ……児童福祉法 障害者総合支援法 瑞浪市より指定

<運営方針>

対象児の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、対象児の発達の特性や生活環境等に応じた利用計画を作成する。利用計画作成においては、対象児の発達、保護者の願い、環境、利用できるサービス等を考慮して、対象児の実態や生活に沿った計画を作成する。医療、福祉、保健、保育、教育等の総合的なサービスの提供ができるように関係機関と連携する。

◇「発達相談」

◎電話相談 ◎来所相談 ◎訪問相談（園、子育て支援センター等）

◇「計画相談」 指定障害児相談支援・指定特定相談支援…児童対象（18 歳まで）

◎障害児支援利用計画作成 ⇒児童発達支援、放課後等デイサービス等、通所支援利用の際に必要な

◎サービス等利用計画作成 ⇒短期入所等、障害福祉サービスの利用の際に必要な

<職員体制>

職 種	職員数
管理者・相談支援専門員（兼務）	1 名（常勤）
相談支援専門員	1 名（通所支援指導員兼務）
相談員	2 名（非常勤）

